

圧力団体による政党設立の試み —近代初頭の日本における戊申倶楽部を中心に

佐賀香織

要約

本論文は、政策決定過程に直接関わろうとした経済界出身の帝国議会議員が中心となって設立した政治結社、「戊申倶楽部」の設立過程に注目した。

戦後発展した日本の圧力団体研究において、商業会議所はこれまで「ブルジョアジーの上層」の利害を反映するもの、もしくは「地域の比較的中小規模の商業者の利益団体」と捉えられてきたといえよう。

日本の政治学・政治史・政党史研究等においては、実業団体、経済界出身の帝国議会議員を研究対象として取り上げることはほとんどないかもしれない。本論文では、近代日本成立過程において最大の経済団体であった商業会議所を、当時の商工業者たちの世論形成機関として位置づける試みを行った。

1900（明治33）年の選挙法改正後に実施された第10回帝国議会衆議院議員選挙（1908（明治41）年5月）において、経済界出身の議員が多数当選した。この選挙で、かつて立憲改進黨所属の政治家であった、東京商業会議所会頭の中野武宮は政界に復帰した。中野を中心とした経済界出身議員らは、勢力拡大のために政党「戊申倶楽部」を設立（1909（明治42）年）した。彼らの主張は1. 税制整理と国債整理、2. 偏武的財政方針改革、3. 財政改革を伴う外交の刷新、に大きく要約できる。

財政の鞏固をめざす財政方針の変更により、民力を拡大し、官民一致して産業・工業の発達を目標とするものであった。そして、外交方針の転換による、貿易振興を目標とするものであった。

本論文は、「戊申倶楽部」成立当時の時代背景に注目し、設立理由、目的について明らかにし、その消滅過程までを論じる。

キーワード：圧力団体 政党 立憲改進黨 世論 議会 日露戦争 日清戦争 政友会 大隈重信 桂太郎

1. 戊申倶楽部および圧力団体研究について

日本の政党研究、政党史研究において、経済界出身の帝国議会議員を中心として設立（1909（明治42）年）された「戊申倶楽部」についてとりあげた研究は、ほとんど見受けられないといえよう。本論文の目的は、政策決定過程に直接関わろうとした経済界出身の政治家を中心とした政党、戊申倶楽部設立の試みについて、その過程を明らかにするものである。

東京商業会議所会頭中野武宮を中心とした戊申

倶楽部設立は、アメリカにおいて、様々な団体による政策過程への参入を理論化した先駆けとして、A.F. ベントレー (A.F. Bentley) 『統治過程論 (The Process of Government: A Study of Social Pressures, 1908)¹』が刊行されたのとはほぼ同時期であった。ベントレーのアプローチはさらにD.B. トルーマン (David B. Truman) 『統治過程論 (The Governmental Process, 1951)²』によって理論の形成が試みられ、日本においては1960年代には上林良一³、1970年代には内田満⁴によってその理論と実態分析が紹介された。内田によると、世界では

V.O.キー (V.O. Key) による「圧力団体による対世論活動は、まず実業団体によって開始された」との主張があったという⁵。

日本における圧力団体に関する理論的研究は、第1に大山郁夫、蠟山政道、大石兵太郎らが業績をあげた1920～30年代、第2に代表的学会誌『年報政治学』において「戦後日本の政治過程」(1953(昭和28)年)、「日本の圧力団体」(1960(昭和35)年)などの特集で戦後早くから取り上げられてきた。具体的には、政治学研究の口火を切った丸山真男、辻清明、岡義武らに刺激を受けた石田雄や松下圭一が活躍した1950～1960年代、第3は大嶽秀夫、村松岐夫らが中心となった1975(昭和50)年以降、最近では辻中豊らによる比較実証研究が行われてきたこともある⁶。辻中によると現代は「政治(化)の時代」であり、あらゆる個人、あらゆる集団、団体が政治にかかわり、働きかける可能性をもつ⁷。

2. 日本の圧力団体

2.1. 東京商業会議所の成立と活動

東京商業会議所は、近代日本成立過程において最大の経済団体であり、商工業者の世論を代表する機関であった。商業会議所は、いわば歴史的に経済界の利益を政治的に転換する機能を果たすのではないかと考える。しかし政治構造分析における圧力団体としての、商業会議所・商工会議所の政策提言機能については、かつて石田雄『近代日本政治構造の研究』(未来社、1956年)において、政治活動や選挙への関心の高さや関与など「政治の世界」における影響力に注目され検討の重要性が指摘されながらも、経済界出身の政治家ならびに関連する圧力団体の政治活動の考察は少ないといえよう。

戦後発展した日本の圧力団体研究において、商業会議所・商工会議所はこれまで「ブルジョアジーの上層」⁸や、「大ブルジョアジー」の利害を反映するもの、もしくは「地域の比較的中小規模の商業者の利益団体」と捉えられてきた⁹。政治学・政治史研究において、経済団体、経済人を研究対象として正面から取り上げることは少ないうえに、この様な一

面的な解釈は、研究の文脈を読み間違える可能性もあるのではないだろうか。

商業会議所の多面的活動は、政治史における「官」と「民」の間をとりもつ中間組織、中間団体として経済活動の円滑化・効率化を図る役割をもっていたとする研究整理がされているが、そこには日本の政治的近代化に関する視点、分析はほとんど見受けられない¹⁰といえよう。

まず、前史として東京商業会議所の成立についてみていく。1890(明治23)年9月1日、商業会議所条例(法律第81号)、続いて同条例施行規則が制定(同年9月18日)されたために東京商工会は解散し、法律によって設立される公法上の団体たる資格を与えられ東京商業会議所が設立された。商業会議所条例によって組織・権限は強化され、財政基盤も整備¹¹された。同年9月27日には発起人33名が選ばれ、発起人中から設立委員として渋沢栄一、益田孝、奈良原繁、荘田平五郎、阿部泰蔵、益田克徳、梅浦精一の7名を任命、1891年1月12日に認可を受けて東京商業会議所が設立された。設立委員は直ちに選挙準備に着手、5月18日の第1回臨時議会で50名の会員の当選が決定、正副会頭、常議員など役員選挙が行われた¹²。翌1892(明治25)年1月12日東京商業会議所が設立認可され、フランスの商業会議所をモデルとした大陸型商業会議所の体制として整備され、各地方の商工業の利益を代表する自治機関として経済の安定、殖産興業推進が図られた。

東京商業会議所の事業活動は、意見活動、調査活動、業務活動等に分類されるが、活動の中心は意見活動が中心であった。具体的活動として①輸出税および輸入税の廃止に関する建議および請願、②特別輸出港制度の整備改善、③本邦商品の販路拡張に関する諮問への復申、④商法の修正を要する義に付き建議、⑤鉱業条例の修正を要する義に付建議、⑥私設鉄道買収、鉄道国有の提唱、⑦政府関係その他の公聴会等に関する委員の参加などがあげられる。

日清戦後の1902(明治35)年7月、商業会議所法が施行され、翌1903(明治36)年6月3日に改編手続きを終え、公法人としての性格が強くなった。本論文でとりあげる時期は、商業会議所条例お

よび東京商業会議所法に基づく商業会議所の時代である¹³。

2.2 東京商業会議所会頭

東京商業会議所の活動としては、会頭渋沢栄一の存在が大きい。しかし、筆者は渋沢の活動の陰には、創立当時から商業会議所の活動方針を引き継いだ2代目会頭中野武營の存在が大きかったのではないかと考える。彼は本論文で取り上げる戊申倶楽部設立の中心人物である。

ここで、政治学の分野では今までほとんど取り上げられることのなかった東京商業会議所2代目会頭を務めた中野武營（1848（弘化5）年－1918（大正7）年）について、簡単ではあるが紹介したい¹⁴。

中野は、讃岐国高松藩（現在の香川県高松市）の勘定奉行中野次郎兵衛武憲（維新後の名前、可一）の長男として生まれた。高松藩仕官を振り出しに、維新後高松県、香川県、名東県、愛媛県に出仕後、内務省、地租改正事務局、農商務省において昇進を重ねた。1881（明治14）年の政変で下野し¹⁵、立憲改進黨結成に参加、その後愛媛県会議員（1887（明治20）年－1888（明治21）年）、香川県会議員（1889（明治22）年－1890（明治23）年）を経て、帝国議会議院議員選挙に香川県から出馬、第1回（1890（明治23）年）から第7回（1902（明治35）年）まで連続当選している。立憲改進黨、進歩党、憲政本党に籍を置いた政治家であった。選挙区を東京市に移し、第10回（1908（明治41）年）選挙で当選した彼の政治的信念は「実業立国論」といえるものであり、その主張の目的は、世界の先進諸国に引けをとらない国力を保持する国づくりであった¹⁶。当時の日本において、そのために必要なことは政費節減・民力休養を実現することであった。1914（大正3）年には東京市会議員選挙に当選し、市会議長を務めた。

一方、関西鉄道株式会社社長、東京馬車鉄道株式会社取締役役に就任し経営不安に陥った会社立て直しにあたり、近代日本の株式会社発展の基礎を築いた。ほかにも日清生命保険会社社長、函館水電株式会社社長等を務めた。東京株式取引所理事長（1901

（明治34）年－1912（大正元）年）、東京商業会議所会頭（1905（明治38）年－1917（大正6）年）としてその手腕を振るい、経済界の調整役として尽力した。

前会頭である渋沢によると、「私との交際は明治二十年頃からと考へます。（中略）初め氏は私を以て権勢に媚び官僚に阿る所謂御用商人の徒を以て看做されていたかもしれませぬ。それと同時に私も亦兎角に人が悪くいふ或る一種の政治家ではないかと誤解していたかも知れぬのでありますが、明治三十年以後に至りまして商業会議所の関係から親しく相知ることを得まして追々親交を重ねるにつれて、往日の誤解は敬服となり、如何にも真摯な名利に恬淡な至誠に国を思ふ人であることを看取いたしました¹⁷とある。確かに渋沢と中野は、東京株式取引所のブルース条例問題、限月復旧問題や私設鉄道買収問題、地租増徴問題、国立銀行問題などで意見が対立することが多かった。中野はかつての内務省、農商務省における官吏経験から、経済事情に強い立憲改進黨員として、帝国議会でも活躍する有力な政治家であり、その言行には政治性が強かった。しかし東京株式取引所理事長として株式取引の安定に尽力した実績や、当時の桂内閣との関係は悪くはなかったため、政府や管轄担当の農商務省からも中野の東京商業会議所会頭就任に異論はでなかったという¹⁸。

3. 経済界からの提言

3.1 日清戦後経営

日露戦後、1909（明治42）年に経済界出身の議員達により戊申倶楽部は設立された。なぜ、彼らは既存政党に入党することなく、新党ともいえる政治的結社設立を目指したのであろうか。その原因ともいえる日清戦争時からの非常特別税導入の経緯と、経済界の賛成と抵抗について目を向けることにする。まずは日清戦後経営について取り上げる。

日清戦争を契機として、財政は従来の緊縮財政から積極財政へと転じ、財政構造にも大きな変化をもたらした。積極財政のもとに展開された日清戦後経

営構想は、軍備拡張を柱にその基盤となる財源を創出するために「経済の発達」、「国力の充実」が求められ、産業経済の発展策を視野に入れていた¹⁹。このことは松方正義による『戦後財政始末報告』の緒言²⁰で述べられているように、戦後経営の予算は大膨脹予算であり、財源は増税と公債でまかなうとしたものであった。その使用目的の中心は、やはり軍備拡張と産業育成計画にあてられていた。軍拡とともに、「民力培養」を戦後経営構想において不可欠とした松方正義、阪谷芳郎らの大蔵官僚や通信官僚らによる、官設鉄道・通信網の拡充と特殊金融機関の増設という、いわば国家資本部門の強化を通じる策が重視されたのであった。

ところで、国家財政は戦勝による多額の償金を得たものの、その多くは戦費の一部の補填と軍備充実費にあてられたうえ、戦後政策の基調も「軍備拡張・富国強兵」におかれた。そのため、1895（明治28）年には剰余金も全て消費してしまっていた。そこで、政府は財源確保を3回にわたる増税と公債発行に求めることになった。

増税の第1期は1896（明治29）年、府県税より移管された国税営業税の新設、登録税新設、酒造税法の制定、葉煙草専売実施などを内容とした。第2期は1899（明治32）年、地租増徴を中心に行われた。政府は税率2.5%を4%に引き上げようとしたが、議会の反対により1899（明治32）年以降5カ年に限り、3.3%におさえ、そのかわり酒税、醤油税、葉煙草専売などの増収を図った。第3期は1901年、酒税増徴、ビール税および砂糖消費税増徴を主たる内容とするもので、消費税のみの増税であった²¹。

中野は特に営業税の国税化について大々的に反対の論陣をはり、営業税反対運動を展開した。政府は、商工業一般を課税対象とした営業税の徴収を目論み、営業税法は物品販売業、製造業をはじめ、銀行業・保険業・仲買業など24業体を課税の対象とした。営業税は零細業者および若干の特定業種を除いて、商工業者をほぼ網羅して課されたのであった。

1896（明治29）年4月14日、東京商業会議所第52回臨時会議において、益田克徳の発議により営業税法調査委員7名を置くことが決議され、議長（渋

沢栄一）から中野はその委員に指名された²²。同年5月29日には営業税法調査として、市内銀行・諸会社・諸製造所273カ所、諸営業組合196カ所に照会書を別紙「営業税法調査要項」とともに送付した。照会書には「本会議所が営業税法を調査するの趣旨は苟も納税の義務を避けんとするか如き精神には無之、要するに租税の原則により国民の負担をして甲乙其権衡を保ち、適性ならしめんとするの希望に外ならず」とあった²³。さらに同年11月6日、東京商業会議所第56回臨時会議において、営業税法調査報告として「営業税法改正意見」が提出され、原案通り臨時商業会議所連合会への提出を決定した²⁴。経済界による営業税改正を求める態度が明確になったといえよう。

そこで、同年11月19日から25日まで営業税法審議のため臨時全国商業会議所連合会が東京で開催された。そこでは東京商業会議所から提出された「営業税法改正意見」を原案として審議は進んだ。「営業税法改正意見」原案者であった中野はまず「営業税の欠陥」を指摘し、その改正要領などについて詳細な説明を行った。他の商業会議所会員よりの質疑に応じ、営業税法の部分的改正もしくは施行延期の要求にとどめるべきだと主張した大阪商業会議所の批判に対し、「国家に対する務めは即ち税を納めるのも務めであるし、又法を設けるのも務めではありますが、併しながら法に不当なることがあれば、いっこう忌憚なく申すのが当然である」と反論した。同年11月21日には売上金額課税・資本金額課税標準の区別などにつき答弁し、名古屋・京都その他の会議所の支持をうけて「営業税法改正意見」は原案どおり可決された²⁵。

営業税法はこのように全国商工業者の反対にもかかわらず、1897（明治30）年1月1日から施行された。そこで、営業税の賦課をめぐって紛争が全国的に発生、地方における中小商工業者たちが中心となり、営業者による反対運動が起こった。営業税の実態は前年の臨時全国商業会議所連合会の危惧を上回る過酷なものであった。同年5月に広島で開催された第6回全国商業会議所連合会は「営業税法改正の目的を達するため、各商業会議所においても各

自十分に熱心に尽力すべきはもちろんなれども、結果の速かに挙がらんことを欲する決議を行っている。施行された営業税法の早急な改正を要求しているのであるが、実際には営業税法の改正をめぐる商業会議所の意見は会議所ごとにわかれ、容易にはまとまらなかった。そのようななか、「東京商業会議所の営業税法廃止意見」が『香川新報』に掲載された²⁶。報道記事であるが、この「廃止意見」の主導者は中野であったことは間違いないと推察する。

この「廃止意見」によれば、営業税法は「根底に於て不良の税法なるが上に課税標準複雑に失し徴税方法簡明を欠く」ものであるとした。また、「向後多少条例に改正を加へられるゝことありとするも到底欺瞞の結果を収むるに足らざるべきを惜す、故に是の如き不良の税法は寧ろ今日に於て断然廃止せられんことを希望せざる」を得ないとするものであった。その理由として次の3点をあげている。1. 営業税法は不良の税法なる事、2. 営業税法は不公平の税法なる事、3. 営業税法は産業の発達を阻害する税法なる事。

第1の廃止要求理由は「勤勉労働に課税するは国民の勤勉心を抑止」する。すなわち「商工業者勤勉心を抑止するのみならず延て商工業の発達を阻碍す」というものであった。第2は課税標準の基準が不適當であり、ここから当業者の申告と収税官の推算が一致しない事態が生じ、帳簿検査や不当の推測がくりかえされることになることにあった。それは商工業者が収税官に抗争するの煩と労によって「速やかに屈従したるものは認定的重税を課せられ、抗争して屈せざりしものは予定税額を軽減せらるるに至り、不公平の度をして愈々甚しからしめ」であろうことを指摘している。そして、第3として、政府年来の方針であった殖産興業の奨励との矛盾点を衝いた。政府は産業振興のため少なからざる奨励金を支出してきたのみならず、当時最大の産業であった紡績業に関する棉花輸入税廃止、綿糸輸出税そして生糸輸出奨励法の実績にもかかわらず、営業税の実施によって此等の奨励は全く水泡に帰し、産業振興策は大に阻害されることになる理由を述べた。

営業税の実際の収入が予測を大幅に下回ったこと

は、営業税の新設を大きな柱とする増税収入計画に狂いを生じさせ、それに立脚する「戦後経営」にひびを入れた。この狂いを補正するため、新たな財源として地租増徴問題が登場することになった²⁷。

日本経済の躍進期にあたるこの時期、数多くの新税が創設され、商業会議所の活動である営業税はじめ各種の税制制度の改正運動は、商工業者の租税負担を軽減し利潤を高めることによる営利活動の活発化に繋がるものであった。各地の商業会議所の先導として東京商業会議所は「国民ノ勤勉ニ課税シテ其起業心ヲ阻喪シ一國産業ノ発達ニ害アル煩瑣ノ諸税ハ一切之ヲ廃止スル」ことにより「国家財政ノ基礎」が確立されると主張とし「税法革新の意見」を政府に建議した。なかでも「地税関税酒税煙草税」の4大主要税の中でも、見直しの遅い地税改正を主張した。

さらに、軍事費の節減を強く主張する財政整理論を提起して営業税全廃を容易にしようとした。しかし、この全廃論は商業会議所連合会でも圧倒的な支持は得られず、論議はなかなかまとまらなかったが、かろうじて連合会の過半数を得て、同年11月17日、渋沢と中野は山田信道農商務大臣を訪問し営業税法全廃理由を説明し陳情した。その翌月には内閣総理大臣、大蔵大臣・農商務大臣へ「財政整理ノ義ニ付建議」²⁸が行われた。建議内容である「財政整理意見」²⁹は日清戦後経営の本質が主張された。当時の日本の軍備の充実にとって必要なものは、すなわち「第一二金ナリ次に船ナリ次に兵ナリ」³⁰の三者であった。しかし財政整理を行わずして軍備を拡張するのは結局軍備の縮小に繋がるものだと主張した。民間経済を代表する商業会議所はもちろん「国防ノ完備」³¹を希望するものであるから、今回の主張の要点として「政費ハ国力ニ伴ハシムヘキ事」³²、「軍費ノ減省ヲ謀ルヘキ事」³³、「政費ノ分配ヲシテ其宜シキヲ得セシムヘキ事」³⁴、「歳計ヲ簡明ニシテ国帑ノ運用ヲ敏活ナラシムヘキ事」³⁵、「国帑ノ取扱手續ヲ簡明ナラシムヘキ事」³⁶、「外債ヲ募集シテ内国公債償却ノ資ニ充ツヘキ事」³⁷を実行し、財政を整理し「国力ヲ内ニ充実シ商権ヲ外ニ拡張」³⁸してこそ「国防の完備」に繋がることを強調され、軍備

拡張のために「過度ニ増加シタル政費ヲ節約セシメテ大ニ財政ヲ整理シ、国力ノ充実ヲ謀ル」³⁹ことが先決であるという主張であった。

明治31（1898）年5月14日第12議会在召集され、その財政方針は地租・所得・酒造3税の増税と鉄道・電信収入増、軍拡費には北清事変の賠償金をあてるといったものであった。同年5月30日に上程された増税計画は批判が続出したため、一括して特別委員会に付託されたが、委員会は満場一致で地租増徴案を否決した。

また、同年6月7日、本会議に上程、商工業者保護の立場から田口卯吉と中野は継続委員会に付託する動議を提出したが否決され、伊藤首相の説明後、討論終結の直前に3日間の停会となった⁴⁰。

同年8月10日、中野は第6回帝国議会議院議員総選挙において当選した。同年11月3日には、地租増徴反対を掲げる憲政本党結成の際には中野も名を連ね、地租増徴反対派有力議員の1人であった⁴¹。地租増徴に関して賛成派は憲政党と実業家、反対派は憲政本党と農民・地主勢力であった。同年12月13日、東京・京都・大阪・横浜4市の実業家が連合して地租増徴期成同盟会を組織、同日発会式が挙行された。

しかし、経済界を代表する立場にあった中野は地租増徴に反対した。中野は政治生活のはじまりである立憲改進黨結成時より、地方の発展と民間産業育成のため、「地租軽減建白書」にも名を連ねるなど積極的に行動していた⁴²。

3.2 日露戦後経営

日露戦後である1905（明治38）年3月、渋沢のあとを襲って中野は東京商業会議所会頭に就任した。中野はこれまで以上に軍事優先の「偏武的財政」改めて国力の基盤たる産業振興を重視し、対外的にも「示威的平和策」を排斥して各国民相互間の「交際的親善経済的關係」を深めるよう、より積極的な提言を展開した⁴³。この項では日露戦後経営について取り上げる。

東京商業会議所2代目会頭に就任した中野は、日露戦後経営に経済界を代表して取り組むこととなっ

た。中野にとっては政府の財政方針を「軍事中心」から「経済中心」へと転換させる大きなチャンスであった。中野は国庫の逼迫した資金状況から日露戦後経営のために必要な資金がそれまで以上の莫大なものになることを予想していた。戦時下において、すでに「戦後、我國民の重んずべきことは商戦なり。直ちに大商戦に着手する用意が必要である」ことを認識していた⁴⁴。そしてポーツマス講和条約に不満や悲観を抱く国民に対し「戦争を継続する覚悟をもって戦後の経営に当れば成功は間違いない。国富を増進し、国力を発展させることが戦後経営の大眼目である。商工業を興し、海外貿易を拡張することが我が国の成功の要因である。政府の責任については政治家にゆだね、商工業者は産業の発展のために全力を注ぐべきである」と、「戦後経営の大眼目」として経済発展のための政府による体制づくりがますます重要になっていることを強調している。

中野は基本的に国家的「信用問題」であるとして経済力増強の重要性を強調している。具体的には、10月に開催された第14回全国商業会議所連合会⁴⁵の決議を紹介し⁴⁶協賛を求めている。

この決議は当時の桂内閣（第1次）に提出され、さらに翌年1月に組閣された西園寺内閣に対しても、経済界の総意としてその実行を迫ることになった。中野の「戦後経済談⁴⁷」で強調しているのは、戦後経営という「第二の戦争即ち平和の戦ひ」において、「軍人の力」にかわる実業家はじめ国民の力に対して支援せよ、ということであった。まさに「干戈の戦争には無暗に惜しまず金を遣ひ、此の戦後の経営、平和の戦争をする為には少しも金を遣うて呉れぬと云ふやうな政治を取られては、私は戦争の争ひの出来やう筈がない」と、軍事優先から実業優先への施策の転換を要求したのであった。

中野は「近来、我が産業界の、小資本小規模に分裂せる状態、次第に合同して大資本大規模の集積的状态に進みつつある」ことを「経済発展の第一着歩」として「合同の機運」を歓迎した。水力電気事業はじめ「新事業と大計画」や紡績業はじめ確実なる発達を遂げつつある「既成事業の拡張」などの様な「事業界の近状」⁴⁸に期待し、政府にはその振興・

助成などの拡大を求めるとともに、実業家の社会的地位の向上に関して提言している。すなわち政府がその処遇において「文武官に厚く」して「民間実業家に薄き」状況を慨嘆し、「実業家を以て素町人視せる僻見」を改善するよう求めたのである。文武官重視・実業家軽視の理由として「文武官は直接国家の公務に参与し、其一生を此に尽したれば、国家は之に対して相当の方法を執り、其労に報みざるべからざる義務を負ふも、独り実業家に至ては、文武官と異り、一家の私業を営むものたるのみならず、之に依りて己に利する所亦大なるのを以て、国家は之に対して左まで意を用ゆるの要を見ず」ととらえていた。しかし、文武官の「国務」への貢献と実業家の「公益」に及ぼしたる功績は同等であり、日露戦争協力はいうまでもなく戦後経営推進にあたっても実業家を尊重すべきであると主張した。経済界の政治的発言力の増大にともない中野自身の活躍の場も広がっていったのである。

日露戦後経営において、国債整理問題と税制整理問題は重要な課題であり、東京商業会議所会頭・全国商業会議所連合会会長の中野にとっては、緊急にその打開策を打ち出すべき問題であった。すなわち日露戦争では臨時軍事費・各省事件費をあわせて18億円を超える出費であり、これは戦前の一般会計の6～7倍に相当する巨額であった。しかも、この巨額の戦費を賄うにあたり、租税収入分は全体の10%程度にすぎず、8割以上は公債および借入金であった。政府は14億7300余万円の公債を起債し、募集金14億1800余万円を得て戦費を賄ったのである。また、政府は戦時中に巨額の戦費を賄うための財源として、広範な増税を2回にわたって断行した。1904（明治37）年3月公布の第1次非常特別税法と、1905（明治38）年1月公布の第2次非常特別税法がそれである。

まず、第1次計画によって6220万円の増収が図られ、地租、営業税、所得税、酒税、砂糖消費税、登録税、取引所税、狩猟免許税、鉱業税および各種の輸入税が増徴され、毛織物や石油の消費税が新設された。

続いて7413万円の増収を図った第2次計画では、

地租、営業税、所得税、酒税、登録税、取引所税、狩猟免許税、鉱業税、各種の輸入税がさらに増徴された。第1次で新設された砂糖消費税も再び増徴されている。ほかにも売葉営業税、印紙税も増徴され、範囲が第1次計画よりも拡大された。さらに、新設された税として、小切手に対する印紙税、砂金採取地税、通行税、毛織物以外の織物に対する消費税、繭・米・粉に対する輸入税があり、専売制度の拡張も行われた。すでに、1896（明治29）年に葉たばこの専売を行っていたが、1904（明治37）年7月からたばこの製造販売を含む全面的専売を、1905（明治38）年6月から塩の専売を実施したのである⁴⁹。

日露戦後の財政再建にあたり、政府は1906（明治39）年3月に非常特別税法を改正した。改正は戦時臨機の対応であり、同年末には廃止されることになっていた非常特別税を恒久的な税にすることに成功した。ただし、2年以内に税制整理をする公約をせざるをえなかったために、政府は大蔵省に税法整理案審査会を設置し、整理案を練ることになった。中野は経済界を代表する委員の1人としてこれに参加している。

中野は西園寺内閣の国債整理基金特別会計法案を支持したが、それだけに財政整理に反するような軍備増強を中心とした積極財政政策や、増税策には厳しい対応を行うことになった。中野の税法改正意見の私見は「成るべく下流社会の負担を増加せしむるの必要上寧ろ塩専売法を廃し、之に代はるに砂糖専売等の如き比較的細民よりも中等社会以上の負担を増加すべき新税を起すことは必ずしも不可ならず」というものであった⁵⁰。

3.3 増税反対運動への取り組み

中野は「減債基金」といえる国債整理基金特別会計法案に賛意を表しつつ財政整理に強い期待を寄せていたが、政府は1907（明治40）年度以降陸海軍費4億7500万円を中心とした6億5000万円の巨額にのぼる継続事業を決定し、このため1907（明治40）年度予算は一举に6億円を超え、その財源確保のため増税が断行された。このことは、日露戦後経営にあたって眼目の1つであった税法整理の方針に

も反した財政計画であり、中野はこのような財政計画を「紊乱して危機なる」もの、また「信用を内外市場に失する⁵¹」ものと糾弾した。そして、軍事費削減を中心とした財政整理と悪税廃止・増税反対の運動を展開したのであった。

東京商業会議所会頭・全国商業会議所連合会会長として「最早談論よりも実行なり⁵²」との決意であった。とくに1908（明治41）年度予算編成にあたって1億5000万円の歳入不足が生じるとの理由で、酒造税・砂糖消費税増徴・石油消費税新設など2000万円の増税を断行しようとしたことに対し、中野は「歳入が不足と云ふならば之は何うしても国民の輿論で陸海軍を抑へて行くより外あるまい⁵³」と意思表示した。明治39（1906）年12月に結成以来、明治40（1907）年度予算案から一貫して強硬な反対論を唱えた猶興会系の非増税運動に同調したのである。明治40（1907）年12月23日開催の「非増税有志懇親会」（発起人代表島田三郎）に出席し、増税反対演説を行っている⁵⁴。

この演説の中で中野は税法整理案審査会の一員であるが、その第1次案には「不服」なので、政府・議会に対して別に建議するつもりであると断ったうえで⁵⁵、今回の消費税についての増税は「国家経済上に重大な影響あり」と糾弾している。その具体的な論拠については第24議会で正式提出された時点で発表された「増税は断じて不可、財政は大整理を要す⁵⁶」にあるといえよう。第1に消費税は「全国を通じ総ての階級を通じ普く一様に負担するものなり、従て其の害の広く且つ烈しきことも亦想像の外にあり」と指摘しているように、全国民生活に多大な影響を与えることにあった。第2に、特に今回の酒造税・砂糖消費税増徴・石油消費税新設は、これらが生活必需品であるだけに「比較的下級人民に対して打撃を与ふるもの」であった。医学上の説はともかく「我国の慣習上酒は労働者の必需品」であり、砂糖もかつてのように贅沢品ではなく「今は食味の調理上一日も欠くべからざる必需品」になっており、石油もまた電気瓦斯の享受者はともかく、一般のランプ使用者にとっては欠かすことの出来ないものであると説明している。このような生活必需品

の増税は、「細民の負担を過重ならしめ」その「生活難」から賃金値上げ要求など労働争議にまで発展しかねないと、経済界の代表者らしい憂慮も表明しているのである⁵⁷。第3に、醸造者・製糖業者などの製造家・資本家にも影響が及び、価格の騰貴、消費の減退、延いては営業利得の減少をもたらす点にあった。要するに「今回の増税は下流社会を苦め同盟罷工の端を開くのみならず、其の弊害は延て上流社会に及び、資産家製造家をして安じて投資するに躊躇せしめ、工業の発展を阻害」するにいたる不当なものともみなしたのである。

このようにして中野は議会での悪税廃止・非増税論の急先鋒であった猶興会勢力と提携しつつ、全国商業会議所連合会として1908（明治41）年1月に増税反対決議を総理大臣はじめ関係者に提出している⁵⁸。また、商業会議所より一段下のレベルの商工業者が結集していた東京実業組合連合会も同月増税反対の決議を行い⁵⁹、あわせて増税反対に与しない議員は来るべき総選挙に推薦しない旨の決議を行い、全国商業会議所連合会に同調を求めた。農商務次官代理商工局長が中野に圧力を加え、「増税反対決議案中国国家経済の大勢を云々するは会議所の職分を越へたる政治論にて頗る不穏当なり」と撤回を求め、総選挙での推薦是非については取り下げるよう警告したのに対し、中野は「当局者が斯る注意を為すこそ反つて不当といふ可く敢て政府の干渉を受くる理由なし⁶⁰」と、これを蹴っている。このように、増税に対して各種実業団体が全国的に反対運動を繰り広げていた。実業家による組織的な政治運動のはじまりであった。

同非増税有志懇親会では大隈重信も演説を行い、日露戦時に国民が負担した租税額の具体的金額（1億6千万円）を示し、「其の租税中には悪税さへあり租税其ものより考ふるにも又経済上より観るも其他国民の生活上より見るも決して採用すべからざる租税もあ」ることを指摘した。日露戦後の西園寺内閣による「国力の発達」は一時的な投機による「蜃気楼」であるので、「政府は若し増税を必要とするならば其の事情を明らかにし国民に相談せざるべからず」と述べ、政府は増税理由を国民に説明するべ

きであると訴えた。立憲改進黨時代から知遇のあった大隈のこの演説は、中野を大いに勇気付けるものであった⁶¹。このような政府による干渉の急先鋒は、内相の原敬であった。中野らの行動・決議を「不穩の挙動」と警戒した原は、閣議で商業会議所を管轄する松岡農商務相に注意を促し、直接には次官から中野への圧力となったのである。『原敬日記』に「東京商業会議所会頭中野武宮等各地商業会議所の聯合会を開き、増税反対の決議並に運動をなし、増税に賛成したる者は選挙せざることを決議するが如き不穩の挙動あるに因り、閣議に於て松岡農相に相当の処置をなすべき事を注意したり」と記されているとおりである⁶²。

4. 戊申倶楽部設立

実業団体はじめ増税反対運動の盛り上りにもかかわらず、議会多数党の政友会勢力によって増税法案は議会を通過した。1908（明治41）年2月14日開催の全国商業会議所連合会では、財政整理の意見書と共に対総選挙宣言を可決して増税賛成議員を非難し、非増税議員の応援を運動方針とした。同年5月15日執行の帝国議会第10回総選挙で、中野は実業団体の推薦を受け東京市から無所属で立候補し当選した。中野は第1回（1890（明治23）年）から第7回（1902（明治35）年）まで郷里の高松市から立候補して当選した。しかし、第8回（明治36〔1903〕年）では落選、第9回（1905（明治38）年）は推薦されるも立候補を辞退しており、5年ぶりの帝国議会復帰であった。以前の郷里出身の立憲改進黨員として推され、地元高松から出馬したときと異なっており、今回は東京市から経済界の代表としての役割が期待されたのであった。中野自身も増税反対運動の先頭に立ちつつ、改めて直接政治の場で主張を貫徹しようと決意したのであろう。

選挙戦には無所属で出馬していたこともあって、個々の有権者に対して被選人自身が工作するのは「間違である」として、専らその政見を公開の場で発表する公明な選挙活動を行った。傍聴者に対しては、「どうか諸君は一個人として眞正的の投票をせ

ず政見に依って投票すると共に同じ政見を有する者なら誰彼の差別なく選挙して貰いたい」と主張したという⁶³。

この選挙で「我国情を顧みて財政整理を旗幟」することに同調した経済界出身議員も少なからず当選を果たしている。中野は「商工業者の真正なる意思を代表して政府の矛盾学理なる施政に向かつて忌憚なく反抗せんと欲す。蓋し純良なる国民の代表者として又た商工業の権利擁護者」であることを決意したと思われる。「同志は一定の主義方針を樹立して国務に參與する」ために、浮き草のような無所属という「漠然たる非立憲的の態度」から前進して「同志の一団体を組織して其基礎を強固にする」方針をとることをかためたのであった⁶⁴。

これは立候補に向けての抱負であった。すなわち、選挙直前の4月28日に実業同盟会発会式で中野は演説し、全国商業会議所連合会の方針とそれと対立する政府、政友会の方針について批判をこめた熱弁をふるっている。「戦後に於ける我国財政の方針を確立せん」ことを目的としており、「若し此方針にして確立することを得ざらんか折角勝ち得たる戦捷の効果も水泡に帰するは勿論のことにして唯だ残るは借金のみとなり今後更に国力の大発展を企図する上に於て少なからざる障害を醸すに至るや必せり」なのであった。そして政府の戦後の財政政策を誤った原因をあげ、次のように批判した。

我々は政府当局者に対し予め意の在る所を告ぐると同時に、此上借金を増加するが如きことなく、又国民の負担を加重せしめざる範囲に於て、運輸交通の便を開き殖産興業の隆昌を計らんとしたるに、政府は唯だ軍備拡張の一方に傾き遂に我々の意見は貫徹するの機を逸したり。

まさに「我々国民の利害休戚を双肩に担へる政府者の挙措」であり、これに「盲従左袒せる政友会前代議士の愚に至りては遂に及ぶ可らざるものあり」と糾弾し、政友会勢力に対抗する経済界出身の代議士を中心とした政党の議会進出を喚起したのであった。

1900（明治33）年選挙法改正後⁶⁵の第10回帝国議会衆議院議員選挙（1908（明治41）年5月）で中

野は政界復帰を果たした。中野を中心とした経済界出身議員らは「戊申倶楽部」を設立（1909（明治41）年）した。

第10回総選挙直後に掲載された中野の談話「実業団体の組織」⁶⁶によれば、中野は選挙結果を経済界の代表者が「現下の我国情に顧みて財政整理を旗幟として天下に呼号した」結果の「比較的成功」と受けとめている。議会において「純良なる国民の代表者として又た商工業の権利擁護者として」軍備拡大・増税路線をとる政府に向けて「忌憚なく反抗せん」がために、実業派代議士の組織化をはかったのである。「未だ勢力微弱なりと雖も国民の代表者」として、「一定の主義方針を樹立して国務に参与するものなれば曖昧なる行動は断じて之を排斥せざるべからず」とその決意を語っている。

総選挙の全体結果では、当選者379名のうち政友会が前回の133名から188名へと躍進し、優位態勢を固めた。しかし、西園寺内閣の積極財政政策の行き詰まりはむしろおおいがたく、7月4日に総辞職し、7月14日成立の第2次桂内閣に財政整理の期待がかけられた。この政局の転換にあたって中野は、桂太郎が「偏武的財政方針を改めざるは明瞭」であり、「財界を根本的に救済するものとは到底想像する能はず」⁶⁷と、突き放している。

すなわち「中野代議士の政見談の概要」⁶⁸によると、第1に財政上の問題であり、西園寺内閣による1908（明治41）年予算は6億円に達し、それに加えてさらに特別会計が2億円以上になるのに対してそれを支える国力は及びもつかないのではないかと訴えたのである。例えば6千万円以上の輸入超過と23億円以上に達する国債発行、うち13億円の外債償還という厳しい現状のもとで、果して「財政と国力との中正権衡」を図れるのかと危惧している。第2は予算のうち圧倒的に陸海軍費が優位を占め、「生産的政費」が圧迫されている「偏重偏軽」的構成を抜本的に改善できるのかと指摘した。第3に「官営事業が頻々起り目盛大になり民業を圧倒せんとする有様」を転換できるのかとした。第4に租税徴収上の不公平で、地租はともかく営業税・所得税は「弱者イジメ」になっていると批判した。とくに塩・煙草・

酒・石油などの消費税は「生産の原動力」である「下等社会」の人びとを圧迫している状況を打開できるのかと訴えた。第5では、本来官民いずれにも偏せず中正であるべき中央銀行が現実には「民間の経済流通をば顧みざるの観あり」という非難に応えうるのかと問い質した。第6においては、本来、自由民権を主張して藩閥官僚勢力に対抗してきた自由党の系譜にある政友会が、藩閥官僚政府を擁護するになかで、桂内閣は真に国民世論に立脚した立憲政治を担いえるのか、と問題点、疑問点を呈した。これら6点に対し、いずれも期待できないと断じたのである⁶⁹。

こうして、7月25日には経済界出身の代議士34名（他に賛同者22名）が参集して戊申倶楽部結成の相談会が開催され、中野はその主導的役割を担った。同年12月召集の第25議會を前に、中野と戸水寛人、仙石貢の3名を幹事とする会派を設立し、所属議員は40名を数えた⁷⁰。メンバーは表1「戊申倶楽部所属議員」の通り。

戊申倶楽部の政綱は次の5点であった⁷¹。

- 一、財政を整理し其基礎を強固にする事
- 一、国債償還の方法を確立する事
- 一、税制を整理する事
- 一、産業の発達を期する事
- 一、外交を刷新する事

これに対し、第2次桂内閣は、①財政の緊縮、②公債整理、③非常特別税の軽減、④韓国併合政策の推進、⑤満州問題の処理、⑥条約改正の完成を掲げた。しかし、議会対策上政友会の支持が必要であり、桂内閣は政友会との協調が不可欠な条件となっていた。第25議會は西園寺内閣の基本方針を継承実行し、第26議會では政友会の同調を得られないものは成立させることができなかった。第27議會において「情意投合」により政友会の支持を得て、ようやく政策が実行されるなど、桂内閣における政友会の力量がさらに拡大したのであった。

1908（明治42）年12月開会の第25回帝国議會にあたり、戊申倶楽部は憲政本党と大同倶楽部の一部も同調した、塩専売・通行税・織物税の廃止要求である議員案を提出した。新聞や雑誌など言論界の論

表 1. 「戊申倶楽部所属議員」

氏名	選挙区	氏名	選挙区	氏名	選挙区
中野 武営	東京市	江間 俊一	東京市	稲茂登三郎	東京市
西村治兵衛	京都市	木村 省吾	京都市	中安新三郎	京都市
木村 良	京都	岩下 清周	大阪市	倉光 藤太	長崎
齋藤巳三郎	新潟市	鈴木久五郎	高崎市	磯部 保次	茨城
片岡 直温	三重	中村豊次郎	三重	安東 敏之	名古屋市
清水市太郎	愛知	八束 可海	静岡	村田虎次郎	大津市
高橋政右衛門	滋賀	千早正次郎	岐阜市	渡辺 千冬	長野
中村 彌六	長野	高野 孟矩	宮城	星 一	福島
丸山孝一郎	米沢市	戸水 寛人	金沢市	米田 穰	石川市
牧野平五郎	富山市	世良 静一	広島	森田俊佐久	広島
松尾 寅三	下関市	飯田 精一	山口	加治壽衛吉	丸亀市
加藤 恒忠	松山市	仙石 貢	高知市	富田幸次郎	高知
和田 尊義	高知	石田 平吉	門司市	豊増龍次郎	佐賀市
肥田 景之	宮崎	小橋栄太郎	函館区		

出典「衆議院議員党籍簿」『議会制度百年史』院内会派編衆議院の部、大蔵省印刷局、1990年、176-182頁より筆者作成。

調の多くもこの議員提案を支持、世論の大勢をなしたが、政友会の反対により否決された。そこで、政友会への反発を強めた中野は政友会批判といえる「所謂政党屋の弊」と題する論説を発表した⁷²。

ここで中野は「政党屋」として、「生活の基本々業を有せずして、政治で以て衣食しやうとする」者によって、「現時の如く政界の腐敗」が見られるようになったと主張した。「政治家の資格」を定める最も適する言葉として「恒産なければ恒心なし」をあげ、政権に寄食する傾向の強い政友会政治家の弊を糾弾した。

中野にとっての政治家の認識は次の通りであった。

絶えず眼を宇内の大勢に放ち、国勢を調査し、時事問題の起るに際しては、常に之を適当に按排、処理するの用意と、覚悟と、手腕とがなければならぬのであるから、自己の衣食に逐はれて居るやうなことでは、政治家になれる資格はない。

また、政策に無定見な悪弊について「人に党せず問題に党せよ」と説き、日本人の「兎角人に党する傾き」があることを憂い、国民に対しても「見識のない証拠」と戒めた。「人に党した」結果、「立憲治下最大の弊、政党に関する随一の弊」として「国

家を中毒するといふことは、政界の一大恨事であって、世界列國に対しても愧づべき」事であると指摘している。

中野は経済界出身の政治家の立場から「要するに一般人民が政治上の事に注意して、一廉の見識を以て政治家に対し政党に対し、而して政治家其者をしては恒産を有し、若くは有する同様の状態にあらしむるといふことが、根本問題である」と主張した。「人民の見識が進み、他方に於ては政治家が生活問題に累はされず、所謂政党屋の弊を除くことができれば」、「立憲政治の実が挙がる」であろうと期待しているのがであった。

しかし、多数派の政友会の前に戊申倶楽部は劣勢で、憲政本党はじめ非政友各派の大合同策の波に巻き込まれ、1910（明治43）年3月には桂太郎の股肱である大浦兼武を黒幕として「政党」結成に進むことを期していた中野の夢は破れることになる。

中野、稲茂登三郎、豊増龍次郎、西村治兵衛らとともに無所属となり、他日改めて同志を募って経済界出身の政治家たちによる団体を組織して再起をはかることを決せざるをえなかった⁷³。この再起の願望にもかかわらず、1912（明治45）年5月の第11回総選挙に中野は立候補せず、政治家としては事実

上引退した。

このように実業家政党結成への期待は破綻したが、中野は日露戦後経営の課題を「軍事中心」から「経済中心」への転換に求め、対外的に「平和の戦ひ」こそ帝国日本の活路であるとみなしていた。商業会議所を率いて第1次護憲運動でリーダーシップを発揮し悪税廃止運動の先頭に立ったのであった。

すなわち、東京商業会議所ならびに全国商業会議所連合会は陸軍の2個師団増設要求に敢然と反対し、第1次護憲運動にあたって中野は「偏武的財政と我財政」⁷⁴と題する論説を掲げ、次のように政府を断罪した。

今日の如く局に当る政治家皆極端なる偏武主義を採り、国家全体の事は考へずして、陸軍は陸軍にて所謂大陸主義の下に師団の増設を図り、海軍にて又無暗に軍艦ばかりを建造せんとし居るにては、国民は到底其の弊に耐えざるなり。

「国防計画は軍人の専門に属する事に非ずして国民全体の討議の上に成るべきものなり」と力談しているのである。

この「国防計画の種を国民の手中に収め」との主張は、国策決定すべてにかかわる問題であり、桂太郎の非立憲的政治運営の憤激も国民の声に耳を傾ける政治を要求する中野の政治姿勢そのものから発せられたものであった。

5. むすび—戊申倶楽部の消滅

東京商業会議所を中心とした戊申倶楽部は、日本の政治過程において各種の企業団体が政治結社を形成し、国民的世論形成へ積極的に関わった嚆矢であった。

その背景として、日本では日清戦争後になってようやく選挙制度改革の意識の芽生えが具体的に開始し、1900年の選挙法改正によりそれまでの制限選挙の規制が緩和されたのであった。選挙法改正の結果、選挙人資格は、直接国税10円以上納付していることとなり、被選挙権については、納税要件が撤廃された。また、選挙区は府県を単位とする大選挙区制となり、そのほかに人口3万人以上の市を独立

の選挙区として定めた。さらに衆議院議員の定数を69人増加して369人とし、投票方式も単記無記名へと改正された⁷⁵。

この選挙法改正によって、日清戦後経営から日露戦後経営を通じて、営業税反対運動をはじめ税制改革を唱え続けていた東京商業会議所を中心とする全国商業会議所連合会のメンバーにより、個人の資格で今までの政党とは異なる、経済界を代表するという地位で候補者を立て、政治結社といえる団体を設立することが可能になった。

中野は、1908年2月に開催された全国商業会議所連合会会議の席上で、「従来の政党党派の争いの中で実業家は利用されている」と、選挙においては政党から離れて立候補することの重要性を説いた。しかし、議会においては個人の主張や一党の主張はなかなか通らないことを、かつての議員経験を通して理解していた中野は、「今日の国情では如何なる党派も、一党派で多数を占めるといふことは出来ない」と強調した。そして、「世界中どこの国でも実業家の存在なしには国家はありようがないので、実業家の事に重きを置いている」と、立候補予定の全国商業会議所連合会のメンバーを勇気づけたのであった⁷⁶。

前項でみてきたように、第10回総選挙の結果、経済界出身の議員達が多数議席を獲得した。彼らははじめ既存政党に所属することは少なく、無所属議員として議席を占めた。この行動は、いずれ中野を筆頭に経済界を代表する政党が設立されるであろうことを予測した行動であった。

戊申倶楽部を主導した中野の政治目標は、軍備重視の財政を改め、財政の鞏固を図ることにより、経済界の振興を狙うことにあった。戊申倶楽部の政治目的は、つぎの3つに大きく要約できるといえる。

税制整理と国債整理

偏武の財政方針改革

財政改革を伴う外交の刷新

いずれも、中野自身が掲げていた政治目標と重なるものであった。財政の鞏固を目指す財政方針の変更により、民力を拡大し、官民一致して産業・工業の発達に努める。財政方針の転換の結果、アメリ

力をはじめとする帝国主義方針をとっていた先進諸国の誤解が解け、外交上の平和が保たれるとしていた。先進諸国の誤解を解くことは、経済界に籍を置く議員らにとっては、貿易振興が活発になることにつながり、さらに経済発展が拡大することを意味するものであった。そこには、国力というものは武備だけで国力ではない。国の力というものは国民の力でなければ国力とはいえない。ただ、それをまもるために軍備があるのであるから、国力に相当した軍備にしなければ、国家の経済は成立しないというものであった⁷⁷。

戊申倶楽部の政治行動は、議員立法である3税案（営業税・織物消費税・通行税）廃止法案の提出のみとなった。しかし、中野武営は全国商業連合会理事長を兼職する東京商業会議所会頭という、まさに経済界を代表する立場で、戊申倶楽部という政党の党首となった。非政友会派合同のなかで、キャスティングボードを握ろうとしていたのではないかと推察することもできよう。商業会議所をめぐるのは、政友会による商業会議所法改正案の提出や、政友会と政府の妥協が存在した。非政友派であった戊申倶楽部は、無所属議員の集合体であったことと、経済界の代表者とはいえ、財閥出身者の存在がなかったことなどから、経済界の意見をまとめることまではその力量がなかった。地方経済界の代表者であったメンバー以外は、同じく非政友派の大同倶楽部の一部と合同して中央倶楽部を結成した。また、一部は憲政本党と合流し立憲国民党へと動いていったのである。

注

- 1 Arthur. Fisher. Bentley, The Process of Government: A Study of Social Pressures, The University of Chicago Press: Chicago, 1908. 上林良一、喜多靖郎『統治過程論』法律文化社、1994年。
- 2 David B. Truman, The Governmental Process: Political Interests and Public Opinion, Knopf: New York, 1951.
- 3 上林は政治の考察が「政治主体が国家または政府を中心とした政治の次元が社会集団の活動にまで下降あるいは拡大してきた」ことに注目、圧力団体の台頭に注目した（上林良一『圧力団体論』有斐閣、1963年、1頁）。
- 4 内田はアメリカ政治を「圧力団体政治」と特徴づけ、

圧力団体による活発なロビイング活動に注目するアメリカ政治の動向について分析をすすめた（内田満『アメリカ圧力団体の研究』三一書房、1980年、15頁）。

- 5 V.O. Key, Jr., Politics, Parties, and Pressure Groups, 3rd edition, T.Y. Crowell: New York, 1953, pp. 105-106.
- 6 村松岐夫・伊藤光利・辻中豊『戦後日本の圧力団体』東洋経済新報社、1986年、9-16頁。大山郁夫『現代日本の政治過程』改造社、1925年、大山郁夫『政治の社会的基礎』同人社書店、1923年、蠟山政道『政治学の任務と対象』敵松堂書店、1925年、大石兵太郎『政治学汎論』南郊社、1937年、大石兵太郎『政治学の根本問題』有斐閣、1939年、丸山真男『現代政治の思想と行動』未来社、1964年、松下圭一『現代日本の政治的構成』東京大学出版会、1962年、大嶽秀夫『現代日本の政治権力経済権力』三一書房、1979年、村松岐夫『戦後日本の圧力団体』東洋経済新報社、1986年。
- 7 辻中豊「日本における利益団体の形成と組織状況」、『北九州大学法政論集』第12巻1号、北九州大学法学会、1984年、234-235頁（同じ表現は村松岐夫、伊藤光利、辻中豊『戦後日本の圧力団体』17頁）。
- 8 江口圭一『都市小ブルジョア運動の研究』未来社、1976年。
- 9 石井寛治による指摘である。石井によると、戦前における団体としての東京商工会議所の歴史的 성격について、多くの異なる解釈に関して指摘がある（石井寛治「解説」全国商工会議所関係資料刊行委員会編『マイクロフィルム版東京商工会議所（経済史料センター）所蔵全国商業会議所関係資料目録（リールガイド）』（第I期：東京商工会議所関係資料（明治10年～昭和40年）、東京商工会議所、2010年、ix頁）。
- 10 中間組織分析における具体的対象として、商業会議所が取り上げられている。（松本貴典「工業化過程における中間組織の役割」社会経済史学会編『社会経済史学の課題と展望』有斐閣、2002年、262-268頁）。
- 11 東京商業会議所条例第19条「会議所ノ経費ハ会員ノ選挙権ヲ有スル者ヨリ徴集ス其徴集方法ハ会議所ノ議決ヲ以テ地方長官ヲ經由シ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ経費ヲ納期ニ納メサル者アルトキハ其他ノ地方税収入役ニ囑託シテ之ヲ徴収スルコトヲ得」（「商業会議所条例ヲ定ム」『公文類聚第14編第78巻、民業七坑業附商事5』1890年、国立公文書館所蔵）。
- 12 会頭：渋沢栄一、副会頭：益田孝、奥三郎兵衛、常議員：益田克徳、伊井吉之助、中沢彦吉、太田実、小林義則、辻桑吉、中野武営（『東京経済雑誌』第582号、1891年7月）。
- 13 前掲「商業会議所条例ヲ定ム」。東京商業会議所は1928（昭和3）年に商工会議所法公布のため、東京商工会議所に改組、さらに1953年に商工会議所法が公布され東京商業会議所から東京商工会議所に移行し、1943（昭和18）年に商工経済会法の施行とともに、商工会議所戦時体制の商工経済会へ改編され、GHQ最高司令部によ

る廃止（1946（昭和21）年9月）まで続いた。商工経済会法廃止後、行政的指導方針として、都市単位の民法に定める社団法人組織、民主的任意組織によることが推奨された。英米型商業会議所といえるものである。しかし、戦後の風潮に乗じての設立が多く、活動内容が会議所の名にあたらぬものが多かったために、組織・活動内容・基準目標を明らかにした商工会議所が法制定、検討され、1953（昭和28）年現行の特別認可法人東京商工会議所に改組された（高城元監修、依田信太郎編『東京行小会議所』下巻、東京商工会議所、1966年、3-6頁、57-58頁、参照）。

14 中野の評伝として薄田貞敬『中野武営翁の七十年』中野武営翁伝記編纂委員会、1934年（以下『七十年』と略す）がある。この本の内容を裏付ける資料として、『立憲改進黨党報』、『東京商業会議所月報』、『帝国議会衆議院議事速記録』、『帝国議会衆議院委員会会議録』、『東京市会史』、『渋沢栄一伝記資料』などがある。『七十年』によると、中野は自伝を残さなかったし、本人の日記・手紙類その他個人的史料は関東大震災の際にほとんど消失・散逸してしまっている（「本書刊行について」『七十年』2頁）。筆者は、これまで中野に関する断片的な記述や評伝、政治行政資料、政党史、社史、関係機関誌などの周辺史料を収集し、中野の生涯の足跡を明らかにし、発表、論述している（佐賀香織「中野武営年譜稿（一）」『大東法政論集』第7号、大東文化大学大学院法学研究科、1999年3月、同「中野武営年譜稿（二）」『大東法政論集』第8号、大東文化大学大学院法学研究科、2000年3月、同「日露戦後経営と中野武営」『大東法政論集』第9号、大東文化大学大学院法学研究科、2001年3月、同「中野武営における実業立国論—1890年代を中心に—」『大東法政論集』第10号、大東文化大学大学院法学研究科、2002年3月、同「中野武営と実業立国論の形成」『大東法政論集』第11号、大東文化大学大学院法学研究科、2003年3月、同「中野武営の実業外交論」『大東法政論集』第14号、大東文化大学大学院法学研究科、2006年3月）。本論文では『香川新報』を多用している理由を以下に述べたい。中野は発行元の香川新報社（立憲改進黨系新聞）を従弟小田周知（元高松市長）とともに創立し、小田を発行人とした（四国新聞社編『讃岐人物風景』11、丸山学芸図書、1984年、22頁）。中野に関する記事が最も多く掲載されている新聞であり、中野研究において重要な情報源である。

15 前掲『七十年』によると農商務卿河野敏謙に重用されていた中野は後年、河野の農商務卿辞職と行動を共にしたと述べている（『七十年』55-58頁、中野武営「龍門社春季総集會に於て」『龍門雑誌』1897年7月15日、3頁）。1881（明治14）年の政変で大隈重信と行動を共にしたとの指摘もある（吉野作造『明治文化全集』第2巻、正史編、日本評論社、1928年、374頁）が、筆者は中野の人間関係を見る上で新しい視点となる中野の談話である「進退を共にした大隈伯とは一面の識もなかったやうな間柄で、関係は寧ろ松方侯のほうが厚かった」と

振り返る内容の記事を発見した（中野武営「氷が日光に融けるやうな大隈伯の談話振り」『実業之日本』第17巻第15号、1914年7月15日号）。

- 16 筆者は中野の主張について、博士論文『中野武営の実業立国論』（大東文化大学、2010年3月）としてまとめた。現在出版化に向け加筆修正中である。
- 17 中野が没した半年後に分骨式が行われた際に発行された「中野武営翁記年号」『香川新報』1919年4月12日。
- 18 「会頭問題」『香川新報』1905年3月3日。
- 19 石井寛治「日清戦後経営」『日本の歴史』16（岩波講座）、岩波書店、1976年、50頁。
- 20 諸言は以下の通り。「戦後経営ハ財政経済両ナカラ相須テ進ムニ非サレハ永遠ニ其効果ヲ収ムル能ハサルヲ以テ、其財政経済モ亦常ニ此点ニ重ヲ置キ、一方ニ於テ租税ヲ増徴シ公債ヲ募集シ以テ戦後予算ノ整理ヲ図ルト共ニ一方ニ於テ貨幣制度ヲ改正シ金融機関ヲ増設スル等産業ノ発達ニ資スルコトヲ努メタリ」（明治財政史編纂会編『明治財政史』第一巻、吉川弘文館、1971年、25頁、原田三喜雄『近代日本と経済発展政策』東洋経済新報社、2000年、79-80頁）。
- 21 吉岡健次『日本地方財政史』東京大学出版会、1981年、60頁。
- 22 『東京商業会議所月報』第45号、1896年5月、16頁、渋沢青淵記念財団竜門社編『渋沢栄一伝記資料』第21巻、渋沢栄一伝記資料刊行会、1958年、205頁。
- 23 前掲『渋沢栄一伝記資料』第21巻、206頁。
- 24 前掲『渋沢栄一伝記資料』第21巻、208-211頁。
- 25 「全国商業会議所臨時連合会」『香川新報』1896年11月26日、「全国商業会議所臨時連合大会（第3回）」『同紙』同年11月27日、「明治29年11月開設臨時商業会議所連合会報告」渋沢青淵記念財団竜門社編『渋沢栄一伝記資料』第22巻、渋沢栄一伝記資料刊行会、1958年、66-193頁。
- 26 「東京商業会議所營業税法廃止意見」『香川新報』1897年9月29日。
- 27 前掲、石井寛治「日清戦後経営」86-88頁。
- 28 高城元監修、依田信太郎編『東京商工会議所八十五年史』上巻、東京商工会議所、1966年（以下『八十五年史』上と略す）、661-662頁。
- 29 『八十五年史』上、662-668頁。
- 30 『八十五年史』上、668頁。
- 31 同前。
- 32 『八十五年史』上、663-664頁。
- 33 『八十五年史』上、664-665頁。
- 34 『八十五年史』上、665-666頁。
- 35 『八十五年史』上、666-667頁。
- 36 『八十五年史』上、667頁。
- 37 『八十五年史』上、667-668頁。
- 38 『八十五年史』上、668頁。
- 39 同前。
- 40 山本四郎『日本政党史』上、（歴史新書）教育社、1979年、141-143頁。
- 41 「本県代議士の去就」『香川新報』1898年12月14日、「地

- 租硬軟別『香川新報』同年12月25日。
- 42 大日方純夫・安在邦夫編『明治建白書集成』第7巻、筑摩書房、712-723頁。
- 43 中野武営「郷友諸君に告ぐ」『香川新報』1909年8月27日。
- 44 中野武営「戦争と株式の関係を論じて帝国将来の経済に及ぶ」『実業世界太平洋』第3巻第6号、1904年9月15日、中野武営「戦後の経営策」『太陽』第12巻第9号、1904年12月1日。
- 45 中野が東京商業会議所会頭になって初めての全国商業会議所連合会である。
- 46 渋沢による国力増大策は、一「海外貿易に関する件」、二「産業に関する件」、三「運輸交通に関する件」、四「財政及び金融に関する件」であった（「全国商業会議所連合会閉会」『香川新報』1905年10月10日、『八十五年史』上、855-856頁）。
- 47 中野武営「戦後経済談」『香川新報』1905年11月6日から12月8日にかけて連載（全15回）された。
- 48 中野武営「事業界の近状」『東洋経済新報』第375号、1906年5月5日。
- 49 前掲『日本地方財政史』77-79頁参照。
- 50 「中野氏の税法改正意見」『香川新報』1907年5月18日。
- 51 中野武営「増税は断じて不可、財政は大整理を要す」『実業之日本』第11巻第3号、1908年2月1日。
- 52 同前。
- 53 中野武営「軍事費を減せよ」『香川新報』1907年12月6日。
- 54 宮地正人『日露戦後政治史の研究』東京大学出版会、1973年、260頁。なお、この演説は「中野氏の演説（非増税有志懇親会席上）」として『香川新報』1907年12月27日に掲載されている。本稿における引用はこれによった。
- 55 税制整理案審査会の審議については、税法整理案審査会審査要録、阿部勇『日本財政論 租税編、改造社、1933年、320頁、前掲『財政史』115頁、前掲『日本地方財政史』82-84頁参照。
- 56 中野武営「増税は断じて不可、財政は大整理を要す」『実業之日本』第11巻第3号、1908年2月1日。
- 57 この点は『香川新報』1907年5月18日掲載の「中野氏の税法改正意見」も参照。
- 58 1907（明治40）年11月の全国商業会議所連合会において、塩専売、通行税、織物消費税の全廃要求などを決議、明治41（1908）年1月には、酒税、砂糖消費税、石油消費税などによる増税に対する反対建議を内閣総理大臣、衆貴両院議長あてに提出した。
- 59 前掲『日露戦後政治史の研究』261頁。
- 60 「商工局長の警告と中野議長の主張」『香川新報』1908年1月26日。
- 61 「大隈伯の演説（於非増税有志懇親会）」『香川新報』1907年12月27日、白柳秀湖『続財界太平記』改造社、1930年、182-186頁）。
- 62 原奎一郎『原敬日記』第3巻、福村出版、2000年、

- 287頁。
- 63 「中野氏の当選談」『香川新報』1908年5月20日によると、中野の選挙参謀は大橋新太郎が務めている。
- 64 「実業団体の組織」『香川新報』1908年5月23日。
- 65 衆議院選挙法（1889（明治22）年法律第37号）は小選挙区制、直接国税15円以上を納付する満25歳以上の男子による記名投票。改正後：一府県一選挙区の大選挙区制、ただし人口3万人以上の都市は独立選挙区とした。直接国税10円以上満25歳以上の男子による無記名投票となり、秘密選挙が確立された。
- 66 中野武営「実業団体の組織」『香川新報』1908（明治）41年5月23日。
- 67 中野武営「内閣総辞職観」『香川新報』1908年7月7日。
- 68 「中野代議士政見談の概要」『香川新報』1908年7月22日、23日。
- 69 「中野代議士政見談」『香川新報』1908年7月22日、23日。
- 70 「新団体組織談」『香川新報』1908年7月26日、「無所属議員で戊申倶楽部を結成」『東京日日新聞』1908年7月18日、「戸水寛人座長に、会名・主義・綱領を議定」『東京日日新聞』1908年7月26日、「戊申倶楽部組織」『香川新報』1908年10月29日。
- 71 前掲、「戊申倶楽部組織」。
- 72 「所謂政党屋の弊」『太陽』第15巻第11号、1909年8月1日、67-69頁。
- 73 「政界雑俎 中野氏等の向背」『香川新報』1910年3月3日。
- 74 『東洋経済新報』625号、1913年2月25日。
- 75 自由民権運動の最終段階ともいえる選挙法改正であった。
- 76 「中野氏の当選談」『香川新報』1908年5月20日。
- 77 中野武営「戦後経済談」『香川新報』1905年、11月21日。

文献リスト

参考文献

（論文）

- 石井寛治「日新戦後経営」、『日本歴史』16（岩波講座）、岩波書店、1976年。
- 石井寛治「解説」『マイクロフィルム版東京商工会議所（経済資料センター）所蔵、全国商業会議所関係資料目録（リールガイド）』、全国商工会議所関係資料刊行委員会編刊、第I期：東京商工会議所関係資料（1877（明治10）年～1907（明治40）年、2010年。
- 佐賀香織「中野武営年譜稿(1)」『大東法政論集』第7号、大東文化大学大学院法学研究科、1999年3月。
- 佐賀香織「中野武営年譜稿(1)」『大東法政論集』第8号、大東文化大学大学院法学研究科、2000年3月。
- 佐賀香織「日露戦後経営と中野武営」『大東法政論集』第9号、大東文化大学大学院法学研究科、2001年3月。
- 佐賀香織「中野武営における実業立国論—1890年代を中

心に一』『大東法政論集』第10号, 大東文化大学大学院法学研究科, 2002年3月。

佐賀香織「中野武宮と実業立国論の形成」『大東法政論集』第11号, 大東文化大学大学院法学研究科, 2003年3月。

佐賀香織「中野武宮の実業外交論」『大東法政論集』第12号, 大東文化大学大学院法学研究科, 2006年3月。

佐賀香織 博士論文『中野武宮の実業立国論』, 大東文化大学, 2010年3月。

辻中豊「日本における利益団体の形成と組織状況」, 『北九州大学法政論集』北九州大学法学会, 1984年。

松本貴典「工業化過程における中間組織の役割」, 『社会経済史学の課題と展望』, 有斐閣, 2002年。

(図書)

阿部勇『日本財政論』, 租税編, 改造社, 1933年。

伊藤光利・辻中豊・村松岐夫『戦後日本の压力団体』, 東洋経済新報社, 1986年。

内田満『アメリカ压力団体の研究』, 三一書房, 1980年。

江口圭一『都市小ブルジョア運動の研究』, 未来社, 1976年。

大石兵太郎『政治学汎論』, 南郊社, 1937年。

大石兵太郎『政治学の根本問題』, 有斐閣, 1939年。

大嶽秀夫『現代日本の政治権力経済権力』, 三一書房, 1979年。

大山郁夫『現代日本の政治過程』, 改造社, 1925年。

大山郁夫(1923), 『政治の社会的基礎』, 同人社書店。

大日方純夫・安在邦夫編『明治建白書集成』第7巻, 筑摩書房, 1997年。

上林良一『压力団体論』有斐閣, 1963年。

上林良一・喜多靖郎『統治過程論』, 法律文化社, 1994年。

四国新聞社編刊『四国人物風景11』丸山学芸図書, 1984年。

渋沢青淵記念財団竜門社編『渋沢栄一伝記資料』第21巻, 第22巻, 渋沢栄一伝記資料刊行会, 1958年。

白柳秀湖『統財界太平記』, 改造社, 1930年。

薄田貞敬『中野武宮翁の七十年』中野武宮翁伝記編纂委員会, 1934年。

永田正臣『明治期経済団体の研究』, 日本労働通信社, 1967年。

原奎一郎『原敬日記』第3巻, 福村出版, 2000年。

原田三喜雄『近代日本と経済発展政策』, 東洋経済新報社, 2000年。

松下圭一『現代日本の政治的構成』東京大学出版会, 1962年。

丸山真男『現代政治の思想と行動』未来社, 1964年。

宮地正人『日露戦後政治史の研究』東京大学出版会, 1973年。

村松岐夫『戦後日本の压力団体』東洋経済新報社, 1986年。

明治財政史編纂会編『明治財政史』第1巻, 吉川弘文館, 1971年。

山本四郎『日本政党史(上)』(歴史新書), 教育社, 1979年。

吉岡健次『日本地方財政史』東京大学出版会, 1981年。

吉野作造『明治文化全集』第2巻, 正史編, 日本評論社, 1928年。

依田信太郎編『東京商工会議所八十五年史』上巻, 下巻, 東京商工会議所, 1966年。

蠟山政道『政治学の任務と対象』巖松堂書店, 1925年。

Arthur. Fisher. Bentley, The Process of government: a study of social pressures, The University of Chicago Press: Chicago, 1908.

David B. Truman, "The Governmental Process: Political Interests and Public Opinion" Knopf: New York, 1951.

V.O. Key, Jr. "Political Parties, and Pressure Groups, 3rded," T.Y. Crowell: New York, 1953.

(新聞記事)

『香川新報』

「全国商業会議所臨時連合大会」『香川新報』1896年11月26日, 27日。

「東京商業会議所営業税法廃止意見」『香川新報』1897年9月29日。

「本県代議士の去就」『香川新報』1898年12月14日。

「地租硬軟派」『香川新報』1898年12月25日。

「会頭問題」『香川新報』1905年3月3日。

「全国商業会議所連合会閉会」『香川新報』1905年10月10日。

「中野氏の税法改正意見」『香川新報』1907年5月18日

「中野氏の演説」『香川新報』1907年12月27日。

「大隈伯の演説(於非増税有志懇親会)」『香川新報』1907年12月27日。

「商工局長と中野議長の本主張」『香川新報』1908年1月26日。

「中野氏の当選談」『香川新報』1908年5月20日。

「実業団体の組織」『香川新報』1908年5月23日。

「中野代議士政見談の大要」『香川新報』1908年7月22日, 23日。

「新団体組織談」『香川新報』1908年7月26日。

「戊申俱樂部組織」『香川新報』1908年10月29日。

「政界雑俎中野氏の向背」『香川新報』1910年3月3日。

「中野武宮翁記念号」『香川新報』1919年4月12日。

「軍事費を減せよ」『香川新報』1907年12月6日。

「内閣総辞職観」『香川新報』1908年7月7日。

中野武宮「戦後経済談」『香川新報』1905年, 11月6日～12月8日(全15回)。

中野武宮「郷友諸君に告ぐ」『香川新報』1909年8月27日。

『東京日日新聞』東京日日新聞社

「無所属議員で戊申俱樂部を結成」, 『東京日日新聞』, 1908年7月18日。

「戸水寛人座長に, 会名, 主義・綱領を議定」, 『東京日日新聞社』, 1908年7月26日。

(雑誌記事)

中野武宮「龍門社春季総集會に於て」『龍門雜誌』1897年7月15日。

中野武宮「戦争と株式の關係を論じて帝国将来の經濟に及ぶ」, 『実業世界太平洋』第3巻第6号, 1904年9月15

日。

中野武営「増税は断じて不可，財政は大整理を要す」、『実業之日本』第11巻第3号，1908年2月1日。

中野武営「光が日光に融けるやうな大隈伯の談話振り」、『実業之日本』第17巻第3号，1914年7月15日。

中野武営「戦後の経営策」、『太陽』第12巻第9号，1904年12月1日。

「所謂政党屋の弊」、『太陽』第15巻第11号，1909年8月1日。

『東京経済雑誌』第582号，経済雑誌社。

『東京商業会議所月報』第45号，東京商工会議所，1896年5月。

中野武営「事業界の近状」(1906)，『東洋経済新報』第375号，1906年5月5日。